



SMTB年金ニュース

(平成27年3月31日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

期ずれ解消後の最低責任準備金算定上のコロガシ利率 (平成26年度10月～12月)

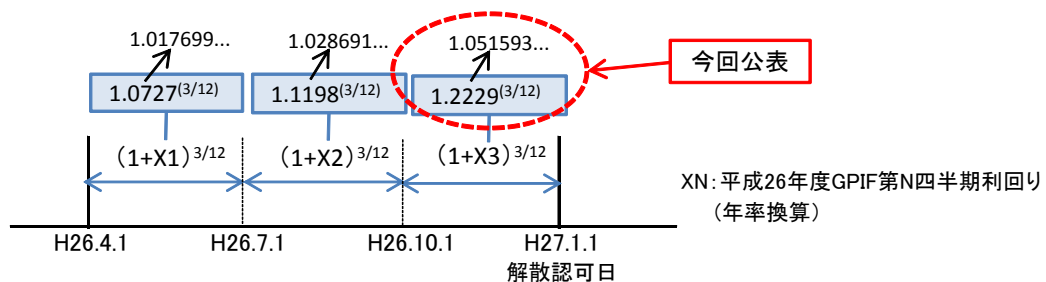
本日(平成27年3月31日)、厚生労働省告示第209号が公布され、厚生年金基金の期ずれ解消後の最低責任準備金の確定に用いるコロガシ利率が、以下のとおり更新されました。

・平成26年10月～平成26年12月 : 22.29% (年率換算・期ずれ解消後)

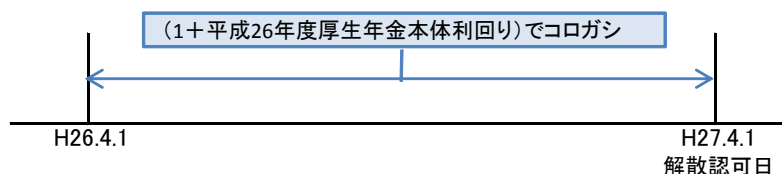
- ✓ 本コロガシ利率は年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が公表する運用結果を基に各年度第1四半期から第3四半期毎に告示され、解散または代行返上時における最低責任準備金の算定に使用します。

■解散・代行返上認可日に応じて、解散または代行返上の承認申請時の算定イメージは以下のとおりとなります。

(例1) 解散認可日が平成27年1月30日までの場合(以下の例は、解散認可日が平成27年1月1日)



(例2) 解散認可日が平成27年1月31日以降の場合(以下の例は、解散認可日が平成27年4月1日)



厚生年金本体利回りの公表により、それまでの四半期利回りから本体利回りの使用に変わります。

(厚生労働省告示第209号)

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20150331kokuji.pdf>

(企業年金の利率一覧)

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20150331riritu.pdf>

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等ございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3595